

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで  
昭和46年8月頃、夫の姉に勧められ、国民年金の加入手続を行った。  
最初の2年ぐらいは集金人に保険料を納付し、以降は口座振替で納付していた。60歳になるまでは全て納付しているはずであり、加入当初の期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年同月に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から同年9月17日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間以降、60歳に到達するまでの国民年金保険料を未納期間無く納付している上、昭和48年度以降は、平成元年度を除き前納により保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、加入手続後は集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金保険料に係る領収書によると、昭和47年度及び48年度の保険料を集金人に納付していることが確認でき、申立人の主張する納付方法と一致することから、納付意識の高い申立人が、7か月と短期間の国民年金に任意加入した当初の申立期間について、保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

国民年金制度が始まった昭和36年当初、私は実家を出て働いていたが、勤め先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、実家の母が、村役場で母と弟の国民年金の加入手続をした際、私の加入手続も行ってくれた。

当時の国民年金保険料は、村の婦人会の方が集めており、母が婦人会の集金人に、母と弟と私の三人分の保険料を納めてくれていた。

年金記録を確認したところ、昭和37年10月から39年3月までが未納とされていた。私の保険料を納めてくれていた母は既に亡くなっており、当時の納付状況を証明することはできないが、母がこの期間だけ私の保険料を納めてくれていなかったとは思えないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間を除き未納期間は無く、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、国民年金保険料を全て納付しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人、その母親及びその弟の国民年金保険料は、申立人の母親が婦人会の集金人に納付してくれていたと主張しているところ、A村の国民年金被保険者名簿によると、その母親及び弟は申立期間が納付済みであることが確認できる上、申立期間以降の保険料について、申立人、その母親及び弟は同一日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人の弟及び申立人と同じ村内に居住していた申立人の知人は、当時の集金人は村の婦人会の方であったため、村内の世帯状況及び国民年金の

被保険者であるかについては詳しく把握しており、婦人会の集金人が、申立人の母親及び弟の保険料を徴収しながら、申立人の分だけを徴収しなかったとは思えないと証言しており、上記A村の国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る納付記録は確認できないものの、以上の状況を踏まえると、18か月と比較的短期間である申立期間について、納付意識の高い申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和49年3月から同年12月まで勤めていた会社は厚生年金保険に入っていたが、50年1月から勤務した会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。母親は、継続して国民年金保険料を納付しており、51年の春頃に、私についても国民年金に加入するようにとの連絡があつて、すぐに加入手続を行った。しばらくしてから年金手帳も受け取ったと思う。

その後、数か月して、自宅に集金人が来たが、私も母親も勤務中で不在だったので、集金人は近所の人に聞いて、自宅近くの母親の勤務先まで訪問し、未納になっている私の保険料を支払うよう言ってきたと聞いている。母親は一度自宅まで戻り、集金人に現金で保険料を支払ってくれたが、その後、母親は私に、「保険料を立て替えておいた。」と言って、領収書を渡してくれたので、その金額を母親に返した覚えがある。その約3年後に、昭和50年1月から同年3月までの保険料が未納であるとの通知と納付書が送付されてきたが、きちんと納付し、領収書も所持しているので、何かの間違いだと思っていた。私は、同年1月から51年3月までの1年3か月分の領収書を所持しているのに、そのうちの1年間が納付済みであつて、3か月分だけ未納であるのはおかしい。よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期である上、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、長期間にわたって前納により納付するなど納付意識は高い。また、申立期間の保険料納付に関与したとする申立人の母親も、長期間にわ

たって国民年金に任意加入し、保険料を全て納付済みであることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことが認められる。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料の納付状況について具体的に供述しているところ、A町によると、当時の状況を知る元担当者の証言から、申立期間当時の過年度保険料の収納は、社会保険事務所（当時）の担当者と同町職員又は地域の自治会の担当者が各被保険者の自宅を訪問して納付を案内し、保険料を預かった上で、金融機関で代わりに納付する取扱いを行っていたとしていることから、申立人が記憶する納付状況と一致し、信憑性<sup>びよう</sup>がうかがえる。

また、申立人は、集金人から渡されたとする昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までを納付期間とする領収控及び領収済通知書を所持しているが、いずれも領収印が無く、これらの証書は本来、金融機関及び社会保険事務所が保管すべきものであることから、その際、発行された過年度納付書では、保険料が収納されなかったものと認められるものの、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を 52 年 11 月に過年度納付していることが確認でき、申立期間についても、納付意欲の高い申立人は、時効期限到来前の時期に上記とは別の納付書により過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は、昭和48年4月に夫が会社を退職した後、国民年金に加入する義務があることを知り、夫の再加入の手續と一緒に加入手續を行い、何とかやりくりしながらも保険料を集金人に支払ってきたが、申立期間の納付記録が無いことを知らされた。私の国民年金手帳には、同年同月20日に強制加入したことが書かれており、私も当然、保険料を納付しなければならない期間であったことは認識していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期である上、申立人は、申立期間及び平成20年12月以降の期間を除いて国民年金加入期間の保険料を全て納付済みである。

また、申立人は、昭和48年4月に申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、その夫の再加入手續と一緒に国民年金の加入手續を行い、保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月に払い出されていることが確認できる上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳は同年5月31日に発行されていることが確認できることから、申立人は、申立期間中に加入手續を行ったことが推認でき、国民年金の加入手續を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和48年4月に国民年金への再加入手続を行い、その後の期間については、妻が集金人に保険料を納付していたのに、申立期間の記録が無いことを知らされた。私の国民年金保険料については、結婚前は、私の母親が納付を行い、結婚後の期間については、妻が母親から引き継いで集金人に納付してくれていたもので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦は、申立人が昭和48年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、申立人の国民年金の再加入手続及びその妻の加入手続を一緒に行い、保険料を共に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳は、同年5月31日に再発行されていることが確認できる上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は同年6月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、申立期間中に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことが推認でき、国民年金の再加入手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料の納付方法が確認できる50年4月から52年11月までの期間について、同じ納付方法(集金人)で納付しているその妻も納付済みと記録されていることから、申立人は、当該期間についても、国民年金保

険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年4月まで

私は、A職を退職した後、国民年金に加入する必要があると思い、昭和45年6月にB町役場（現在は、C町）で手続を行った。その際、3か月分の保険料を納付したが、今もその領収書を保管している。その後の保険料は、隣保内で役員が持ち回りで毎月集金するか、又はその役員の自宅へ直接持ち込むなどの方法で納付していた。同年9月以後の8か月分について領収書は無いが、家計のメモに納付したことを記載している。確かに納付していたので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月から同年8月の国民年金保険料を同年9月1日に納付したことを示すB町発行の領収書を所持しているところ、C町は、当該領収書について、申立期間の当時、A町で使用していた領収書様式であり、受領者の捺印<sup>なつ</sup>氏名は当時の同町役場職員であることを確認できることから、真正な領収書であると回答している。

また、申立人は、申立期間当時の家計の状況を記載した家計メモを保管しており、当該メモには、上記の領収書に示された保険料額の支出が記載されている上、その後も、月ごとに保険料額の支出が記載されており、その金額は当時の保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、国民年金被保険者台帳には、申立人の資格取得日として昭和46年5月28日と記載されているものの、申立人が所持する国民年金手帳には45年5月28日に被保険者資格を取得したことが記載されており、C町は、申立人の資格取得日は同手帳に記載された日付けであると回答している。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の昭和46年度の欄には、4月分を含めて全て保険料納付を示す検認印が押されていることが確認できるのに対し、国民年金被保険者台帳には当該年度は11か月納付と記載され、オンライン記録においても46年5月から納付とされており、同手帳の記載内容と相違している。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間のうち、昭和46年3月以前の期間の検認記録が確認できないところ、申立人は、上記の領収書で保険料の納付が確認できる45年6月から同年8月までの3か月の後は、毎月、自治会組織の役員に保険料を納付していたとしており、C町によると、当時のB町では、地域の自治会組織により保険料を収納しており、当該組織では、国民年金手帳への印紙貼付は行わず、同町役場で住民から同手帳を預かった上、3か月ごとに印紙検認を行っていたとしており、当時、納付組織の集金に際して、必ずしも同手帳を必要としていなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、国民年金被保険者期間とされる期間の保険料を全て納付済みであり、特に、昭和49年8月以降、60歳に達するまで付加保険料を納付するなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は11か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年9月1日まで  
平成15年9月から16年8月までの標準報酬月額が、給与支給額に見合っていないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA団体（B社、現在は株式会社C社が承継。）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年5月1日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、420円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から同年12月1日まで

私は、昭和20年9月26日に採用され、24年1月1日に退職するまで、継続してA団体に在籍していたにもかかわらず、22年5月1日から同年12月1日までの7か月間の船員保険の加入記録が無い。

この期間は予備船員の期間だったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、昭和20年9月26日に船員保険被保険者資格を取得、22年5月1日に同被保険者資格を喪失し、申立期間直後の同年12月1日に同被保険者資格を再取得しており、同年5月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持するA団体発行の証明書によると、申立人が昭和20年9月26日に同会に採用され、24年1月1日に退職した旨の記載があることから、申立人は申立期間において同会に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が所持するD国軍による再就職推薦状（昭和24年2月18日発行）には、申立人がD国軍関係施設において28か月間勤務していたことが記載されていること、及び申立人が所持する船員手帳には、申立期間前の乗船期間が昭和21年6月4日から同年8月18日までと記載されていることを踏まえると、申立人は、同年9月頃から24年1月頃までの28か月間について、D国軍関係施設において勤務していたものの、乗船していなかったと考えられることから、申立人は、その主張どおり、申立期間前後を通じて予備船員であった

ことが推認できる。

一方、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）は、申立人に係る上記オンライン記録上の船員保険被保険者記録のうち、昭和22年12月1日に船員保険被保険者資格を再取得した記録が無い上、船員保険被保険者名簿には、申立人が21年3月1日に予備船員として船員保険被保険者資格を取得した記録があるものの、当該資格取得に対応する同被保険者資格喪失についての記録が無いにもかかわらず、同年10月1日に同被保険者資格を再取得している記録があり、オンライン記録と旧台帳及び同被保険者名簿の記録が整合していないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人のA団体における被保険者記録が適正に管理されていたものとは考え難く、申立人は、申立期間において船員保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA団体における申立期間前後の社会保険出張所（当時）の記録から、420円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成14年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から同年2月1日まで

私は、平成13年9月25日に正社員としてA社に入社し、C営業所の所長として勤務していたが、入社当初は試用期間であるとのことで、すぐには社会保険には加入させてもらえなかった。

平成14年2月に厚生年金保険に加入し、同年2月及び同年3月の給与から厚生年金保険料が控除されているが、年金記録では1か月しか被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことが確認できる上、申立人が所持している給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、当該事業所の管掌健康保険組合であるD健康保険組合における被保険者記録によると、申立人の被保険者資格取得日は平成14年2月1日となっており、事業主が厚生年金保険の資格取得日のみ同年1月1日と届け出たとは考え難いことから、事業主はオンライン記録どおりの資格取得日を届け出、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る同年1月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月30日から同年6月1日までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年5月1日まで  
② 昭和24年4月30日から同年6月1日まで

私は、昭和20年12月1日からD社に入社して以降、平成5年まで引き続き勤務してきた。申立期間については年金記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和24年6月1日に同社C支店から同社E出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、B社から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社の被保険者名簿において、昭和21年5月1日に申立人を含め317人が一括して資格取得していることが確認でき、その直前の会社における資格取得日は申立期間前の20年6月1日であることが確認できる。

また、申立人と同期に入社した元同僚一人の資格取得日は、申立人と同日である昭和22年11月1日であり、申立人より以前から入社していたとする元同僚二人の資格取得日も申立人と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から同年10月1日まで

私は、A社の事業主から引き抜かれて、昭和44年6月1日から同社で整備士の仕事をしていたのに、入社から4か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしい。

同じ年の4月に入社した人は同月から年金記録があるし、入社後4か月間も社会保険に加入しない会社ではないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時に試用期間を設けていたことは無いし、加入させない職種も無い。社会保険の手続は社会保険労務士に依頼していたが、給与計算は私が行い、社会保険料及び雇用保険料を一緒に給与から控除していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録により申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員8人に文書照会を行ったところ、7人から回答があり、そのうち6人は、「自身が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格日が一致している。」と回答している。

以上のことから判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録により、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月29日から55年1月1日まで

私は、昭和50年3月からA事務所で事務補助者として勤務した。私の同事業所の退職日は54年12月31日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は55年1月1日であるはずなのに、厚生年金保険の記録によると、54年12月29日となっている。私が保管する退職時にもらった賃金台帳の備考欄に「54.12.31 退職」の記載が確認できるので、資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が保管する賃金台帳の記載から、A事務所の退職日は昭和54年12月31日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、55年1月1日が正しい。」と主張しているところ、申立人が所持する賃金台帳の写しには、申立人が54年12月31日に退職したことを示す記載が確認できる。

また、上記の賃金台帳の写しにより確認できる厚生年金保険料控除の状況から、当該事業所は当月控除であることがうかがえるところ、当該賃金台帳の写しによると、昭和54年12月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳の写しにより確

認できる給与支給額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認することができないが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和54年12月29日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行なっておらず（社会保険事務所が納入の告知を行なったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社B工場に在勤中、昭和46年4月1日付けでC社（現在は、D社）へ転勤したにもかかわらず、同年3月31日付けの資格喪失となっているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したE社（D社の系列子会社）から退職に伴い授与された「40年勤続記念時計」の裏面の刻印、元同僚及びD社の総務・経理事務担当者の証言から判断すると、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（昭和46年4月1日にA社B工場からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社B工場の資格喪失日が雇用保険の記録における資格喪失日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会

保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月31日から同年9月1日まで

A社には、継続して勤務しており、1か月間の年金記録の空白に疑義がある。調査の上、記録の訂正を願う。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員台帳及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る処理は、基本的に1日付けで行われていることから昭和23年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和23年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日  
③ 平成18年6月26日

私の年金記録では、平成16年6月、17年6月及び18年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日

私の年金記録では、平成16年6月及び17年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日

私の年金記録では、平成16年6月及び17年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日

私の年金記録では、平成16年6月及び17年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日  
③ 平成18年6月26日

私の年金記録では、平成16年6月、17年6月及び18年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日  
③ 平成18年6月26日

私の年金記録では、平成16年6月、17年6月及び18年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日  
③ 平成18年6月26日

私の年金記録では、平成16年6月、17年6月及び18年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月24日

私の年金記録では、平成16年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月24日及び17年6月24日は150万円、18年6月26日は93万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月24日  
② 平成17年6月24日  
③ 平成18年6月26日

私の年金記録では、平成16年6月、17年6月及び18年6月の標準賞与額の記録が無い。事業所が社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び役員賞与通知書により、申立人は、申立期間①及び②は150万円、申立期間③は93万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社し、平成13年12月まで同社で継続して勤務していた。しかしながら、申立期間について厚生年金保険の加入記録が見当たらず、納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員人事台帳、C健康保険組合から提出された健康保険被保険者加入記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年11月1日に同社B支店から同社D本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から59年6月まで

年金記録を確認すると、申立期間が未納とされていることが分かったが、国民年金は、未納分があれば、遅れてでも必ず納めるよう母から言われていたので納付していた。また、納付できないときは、母が私の国民年金保険料を納付してくれており、母が生前、「未納分は、私がきっちり納付しているから。」と言っていた。引っ越し等で領収書も紛失してしまっているが、政府のやることだからと信頼しており、45か月もの長期間未納とするようなことは考えられず、現在の年金記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から、遅れてでも未納無く納付するように言われており、納付督促があれば、その母親がまとめて納付していたので、4年近くも未納期間があることは考えられないとして申立てを行っているが、A市の被保険者名簿によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日は昭和55年10月1日となっており、異動経過欄の「再加入\* S61.4.30」の記載から、当該資格取得の届出は61年4月30日に行われたことが確認でき、当該日において、申立期間のうち58年12月以前は、時効により保険料を納付することができない期間となる上、59年1月以降は過年度納付が可能な期間であるが、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の具体的な納付状況を確認することができない。

また、申立人が所持する昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書によると、申立人は、当該期間の保険料を61年10月14日に納付していることが確認できるところ、当該日において、時効期限内で納付が可能な期間について、保険料を納付したものと考えるのが自然で

ある。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から45年3月まで

私は、高校卒業後、会社勤めをしながら、夜間はA職の学校へ行っていたが、そこで、助手として雇ってもらえるようになり、会社を辞めることとなった。会社を退職した後の夏のある日、父親に会社から厚生年金保険の番号をもらってくるように言われたので、会社に行って部長から番号を受け取った記憶があるが、その後、その番号をどうしたのか覚えていない。

父親は、姉は事業所に勤めているので年金があるが、私には無いので、結婚のための郵便貯金と国民年金を掛けているということを時々話していた。

その後、私が結婚してB市に転居した際に、父親から国民年金の手続をするようにと言われていたが、当時、婚姻届を出せばよいものと思っていたので、国民年金の手続は行わなかった。年金のことが取り沙汰されるようになって、結婚前の記録が無いことを知った。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、昭和61年7月及び同年8月頃に払い出された国民年金手帳記号番号であり、申立人は、同年4月に第3号被保険者として初めて資格を取得していることから、同年3月以前については、国民年金制度に未加入であり、申立人は被保険者として取り扱われていないため、納付書が発行されず、制度上、保険料を納付できない期間となる。

また、申立人が婚姻前に居住していたC市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿等の記録は確認できない上、同市を管轄するD年金事務所においても、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出記録は無く、その他の国民年金記録も確認できない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立

人の父親は既に死亡しており、申立人は直接関与しておらず、他の同居家族からも供述は得られないため、具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

このほか、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで

私は、夫の転勤に伴ってA市に転居し、その後、B電鉄C駅前のD銀行(現在は、E銀行)で口座開設を行った。申立期間の国民年金保険料については、自身又は子供を連れて同銀行で振り込んでいた。ねんきん特別便が自宅に届き、同市に居住していた頃の年金記録が無いことに大変驚いた。当時、脱退届(喪失届)を提出した覚えも無く、保険料を絶対に支払っているはずなので、詳しく調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格記録について、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金マスターチェックリスト及び国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、昭和58年6月4日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は被保険者として取り扱われていないため、納付書が発行されず、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持するA市発行の手書きの納付書兼領収書によると、申立人が同市に転入後、昭和58年4月及び同年5月の保険料を同年6月17日にD銀行F支店で納付していることが確認できるものの、申立人はそれ以外の領収書を所持しておらず、さらに、同市の申立人に係る国民年金収滞納一覧表によれば、上記の同年4月及び同年5月の保険料を同年6月に納付していることが確認できるのに対し、申立期間である同年6月から61年3月までの期間については、被保険者資格の喪失を示す「ソ」の記号が記録されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から44年3月まで

私が20歳になった昭和42年\*月頃、A市内で母親が経営する店舗に集金に来ていた集金人の勧めで、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が自身の分と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間においては、母親が納付済みであるのに、私が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年\*月頃、申立人の母親がA市内の店舗に集金に来ていた集金人の勧めで国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自身の分と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の記録から、昭和44年6月頃にA市で払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、申立人は40年11月27日から44年6月2日までB県C市に居住していたことが申立人に係る戸籍の附票により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索をしたが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から54年7月まで

私は、昭和53年4月頃にA市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、銀行で納付していたにもかかわらず、納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和53年9月23日にB市から転入した記載が確認できる上、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録により、52年9月28日に任意被保険者資格を喪失後、同被保険者資格を再取得したのは、54年8月7日であることが確認でき、A市の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記載とも一致することから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、上記の被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和52年9月の欄に「資格喪失」と押印され、54年7月の欄に「今月迄不要」の押印が確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から57年3月まで

私は、昭和43年に婚姻し、義姉の勧めで国民年金に加入した。加入手続は、A市役所B支所で行い、金額は不明だが半年に一度、集金人に国民年金保険料を納付してきた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に婚姻し、義姉の勧めで国民年金の加入手続をA市役所B支所で行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、申立人の同手帳記号番号は、平成3年7月又は同年8月に払い出されたことが推認でき、同手帳記号番号から、C県D社会保険事務所（当時）管轄で払い出されたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿において、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張する加入時期及び加入したとする住所地が相違する。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以外に未納期間が複数散見され、申立人が国民年金保険料を納付した実績は確認できない上、申立人は、集金人に納付したとする記憶以外に、加入手続及び保険料の納付等に関する具体的な記憶は無い。

さらに、申立期間は166か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの期間及び39年9月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から38年3月まで  
② 昭和39年9月から41年3月まで

私が20歳に達した昭和36年\*月に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。

平成15年に厚生年金保険の記録が見つかった際、3年以上も未納期間があることが分かったが、同時に、重複納付が見つかって還付を受けたこともあり、私の記録管理がおかしいと思うので、母親が納めてくれていたはずの期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に達した昭和36年\*月に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は41年11月に払い出されたことが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が主張する加入時期と相違する。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②の間の厚生年金保険の加入に伴う国民年金被保険者の資格記録は、平成15年7月に追加入力されているが、当該記録追加に伴う国民年金保険料の還付の記録は確認できないことから、上記記録追加が行われるまでは、申立期間①から②までを通して未納期間であったことがうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の具体的な状況が確認できない上、申立人の母親

が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月及び同年2月

私は、A事業所を平成10年12月31日に退職後、国民年金の手続を行っていなかった。B市C区に転居後、社会保険事務所（当時）から案内が届いたことをきっかけに、11年の夏頃にC区役所に行き、申立期間の保険料2か月分を一括で納付した。

これまで、厚生年金保険と厚生年金保険の間の期間は、国民年金保険料をきちんと納付してきた。C区役所で間違いなく納付したので、現在の記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年の夏頃に、社会保険事務所から申立期間の納付書が届き、B市C区役所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その時点で、申立期間は過年度保険料となり、国庫金の収納となるものの、B市によると、当時、同区役所内に金融機関（D銀行）が入居していたが、同銀行では国庫金を収納できなかったとしており、申立人の主張内容と符合しない。

また、オンライン記録によると、平成12年12月8日に申立人に対して納付書が作成された記録が確認できることから、その時点で、納付可能な保険料の未納期間があったことが推認できる上、申立人は、E市に転居した同年7月以降に督促状や納付書が届いた記憶は無く、保険料を納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月及び同年4月

私が20歳になった頃、当時、学生だった私の代わりに、母が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった頃、申立人の母親が、国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成7年5月22日に加入した厚生年金保険の記号番号で付番されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成12年6月7日に追加入力されていることが確認でき、当該日までは、申立期間は未加入期間とされていたことが確認できることから、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付には関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、納付時期及び金額に関する具体的な記憶が無い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年4月までの期間及び47年6月から51年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年4月まで  
② 昭和47年6月から51年1月まで

私は、昭和36年頃に国民年金に加入し、国民年金保険料が200円のと  
きから、500円ぐらいのときまで勤務先のA社に来ていた集金人に保  
険料を支払い、長方形で縦4センチメートル横6センチメートルぐ  
らいの大きさの領収書を受け取っていた。国民年金手帳はもらわな  
かったと思う。

その後、年金手帳を再交付してもらったところ、昭和51年から加  
入となっていたので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の  
国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の  
国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月15日に払い出されてい  
ることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳により、  
申立人は、申立期間②の直後の51年2月1日に国民年金に任意加  
入したことが確認でき、申立人の所持する年金手帳にも、初め  
て国民年金の被保険者となった日は同日であるとの記載が確認  
できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申  
立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和51年1月  
の欄に「今迄不要」との押印が確認できる。

さらに、申立人は、当時の勤務先のA社に来ていた集金人に申  
立期間の国民年金保険料が200円のと  
きから国民年金手帳を使用せず  
に納付していたと主張

しているが、B市においては、昭和44年度までは国民年金手帳に印紙を貼付して検認印を押し、45年度からは国民年金手帳に領収証書を貼付する方法で保険料を収納していたことが確認できる上、申立人の主張する保険料額は申立期間の保険料額とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から40年3月まで

私が20歳を過ぎたある日、突然、私宛てに督促状のはがきが届いた。「20歳になると年金を掛けねばならないのに未納である。すぐに払い込むように。」との内容で、父はそのはがきを見て驚き、市役所へ行った父の後ろ姿を覚えている。それから領収書は見えていないが、父の性格として納めなければいけないものは全額支払っていると思う。年金記録を確認したところ、父が納付してくれた期間が未納とされており、納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが、20歳を過ぎた頃にA市役所から督促状が届き、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付するため、市役所へ行ったことを記憶していると主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月19日に払い出されており、申立人の所持する年金手帳の発行日を見ると、同日の日付印が押されていることが確認できることから、同手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は過年度保険料として納付が可能であるが、A市によると、市役所で過年度保険料を収納することはできなかったとしている上、申立人には、遡って保険料を納付したとする記憶も含め具体的な主張は無い。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年度の4月から9月までの国民年金保険料を、昭和40年9月1日に納付していることが確認でき、同市によると、現年度保険料の各期の納付期限までに納付が無かった場合、督促を行っていたとしているところ、申立期間当時は期別納付であり、同年4月から同年6月までの国民年金保

険料の納付期限は同年7月末日となることから、申立人の父親が、督促状が届いたことにより申立期間の保険料を市役所で納付したとする申立人の記憶は、上記の同年4月から同年9月までの期間の納付に関する記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、その加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しており、具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

私は母親から、私の国民年金保険料について、「昭和49年4月頃から1年分をまとめて納付していた。」と聞かされた。何年か後に母親から国民年金手帳及び国民年金保険料領収書3、4枚を受け取ったが、申立期間の領収書を紛失してしまった。近隣の女性が集金に訪れ、母親が納付していた。私の国民年金の加入及び納付を行ってくれた母親は既に他界しているが、確かに納付しているはずなので、しっかり調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和52年4月25日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年3月頃に加入手続を行ったことが推認できるところ、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同時期に遡って保険料を納付することが可能であった申立期間直後の50年1月から52年3月までの保険料を納付していることが確認できるのに対し、申立期間は、同時期において時効により保険料を納付できない期間である上、同被保険者台帳及び同被保険者名簿において納付記録は無く、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、既に死亡しているため、具体的な納付状況等は不明である。

加えて、オンライン記録によると、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで  
亡くなった母親が、A町役場（当時）で私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和40年に結婚した際、今までの国民年金保険料は納付済みであるので、今後は自分たちで納付するようにと言われたことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年頃、亡くなった申立人の母親から、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は納付済みであると言われたことを記憶していると主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月3日に申立人の母親と連番で払い出されていることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親自身の保険料は、オンライン記録により、同年4月から38年1月までは未納であることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記載されていることが確認でき、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録とも一致する。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 1 日から同年 10 月 13 日まで

申立期間には、給料は月額 27 万円と約束して入社し、実際に 27 万円を支給されていた。事業主からは 27 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたのに、不当に低い標準報酬月額で届け出されたと思うので、よく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているところ、申立人の提出した平成 17 年 6 月から同年 8 月までの給料明細書によると、同年 6 月及び同年 7 月の給料として 27 万円、同年 8 月の給料として 26 万円を支給されており、当該給料支給額はオンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であることが確認できる。

しかしながら、上記の給料明細書によると、平成 17 年 6 月については厚生年金保険料は控除されておらず、同年 7 月及び同年 8 月の給料からは標準報酬月額 9 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、年金事務所が提出した同年 8 月 29 日に受け付けされた申立人に係る標準報酬月額算定基礎届によると、申立人の申立期間に係る標準報

酬月額について、事業主がオンライン記録どおりに届け出たことが確認でき、当該事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか又は厚生年金保険料を控除されていないことから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 平成 17 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 9 月については、申立人は給料明細書を所持していない上、A 社は既に破産しており、同社の破産管財人は、「同社は既に倒産しており、同社の元代表者に確認したところ、退職後 3 年を経過すると書類は破棄していたとしている。現在は同社の関係書類は残っていない。」と回答している。

また、元事業主からの回答は得ることができない上、元同僚二人に聴取しても、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す証言や証拠は得られない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで

夫のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の記録に8か月間の空白期間がある。私も同じ事業所に勤務していたので、夫が継続して勤務していたことを知っており、不思議でならない。調査して、空白期間を埋めていただきたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、昭和 21 年 8 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間についても、A社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人の人事カードが見当たらず、申立期間当時の所属や勤務形態、厚生年金保険の保険料控除などについては不明である。」と回答している。

また、A社に係るオンライン記録において、申立期間当時に被保険者記録があり、所在が確認できた 21 人に申立人の勤務実態などについて照会したところ、14 人から回答があったものの、申立人が申立期間において在籍していたことについての明確な証言は得られない上、このうちの一人は、「申立人は、系列会社のC社に出向していたように思う。」と証言しているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 22 年 7 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人の妻が、「当時の事情を知っている可能性がある。」として名前を挙げた元事業主及び元同僚二人に照会したものの、申立期間における申立人の勤務実態及び業務形態についての明確な証言は得られない上、C社が適

用事業所となった時点で被保険者の資格を取得している元従業員 5 人は所在が確認できず、申立人の勤務実態についての事情を聴取できない。

加えて、申立人は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 21 年 8 月 1 日に資格喪失し、健康保険証の返却を示す「証返」の押印があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年4月1日まで

私は、尋常高等小学校を卒業後、昭和17年4月1日からA社B工場で寮生活をしながら仕事をしていたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日は19年4月1日とされている。入社当初の記録が欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「尋常高等小学校を卒業後、昭和17年4月1日からA社B工場で働いたのに年金記録に欠落がある。」と主張している。

しかしながら、A社が保管する在籍者名簿によると、申立人の入社年月日は昭和19年3月28日であることが確認できる上、同社によると、同社B工場は申立期間始期後の18年に設立されたとしており、複数の元従業員も同様の証言をしている。

また、申立人は同期入社と同僚10人の名前を記憶しているところ、A社が保管する上記の在籍者名簿によると、このうち7人は、申立人の職番（職員番号）と連番で氏名を確認することができるものの（残りの3人は不明）、いずれも入社年月日は申立人と同日の昭和19年3月28日であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、当該7人は、申立人の厚生年金保険記号番号と連番であり、申立人と同日の同年4月1日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の7人のうち、所在が確認できた一人によると、「申立人とは同期入社で、入社後3か月程度、同じ宿舎で一緒だった。給与明細書は残っていないし、保険料のことは分からない。」と証言している上、A社B工場において、申立人と同日（昭和19年4月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取

得し、所在が確認できた他の 25 人に照会し、16 人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

加えて、C 小学校の卒業証明書によると、申立人は、申立期間中の昭和 18 年 3 月 25 日に D 尋常高等小学校（当時）を卒業したことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 19 日から 42 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 41 年 9 月 19 日に A 社に入社し、正社員として勤めていたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が入社から 4 か月後の 42 年 1 月 4 日となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立人は、昭和 41 年 9 月 19 日に入社し、平成 16 年 5 月 28 日に退職した。」と回答している上、同社から提出された社員簿に当該入社日が記載されていることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、同社は、申立人について、昭和 42 年 1 月 4 日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として手続を行ったことが確認できる。

また、A 社は、「申立期間当時、就業規則に 3 か月の試用期間の定めがある上、労働者名簿には、申立人の雇入れ年月日が昭和 42 年 1 月 4 日と記載されていることから、申立期間は試用期間として、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と回答している上、同社の元従業員の一は、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者取得日の 4 か月前に入社した旨を証言していることを踏まえると、申立期間当時、同社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、試用期間終了後に加入させる取扱いであったことが推認できる。

さらに、申立期間当時、A 社で社会保険関係事務を担当していた元同僚は、「申立人が厚生年金保険に加入する前の期間において、申立人の給与から、厚

生年金保険料を控除することは考えられない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3119

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月頃から33年4月頃まで  
② 昭和33年4月頃から34年9月頃まで

私は、昭和32年12月頃から33年4月頃まではA事業所で(申立期間①)、同年4月頃から34年9月頃まではB社(現在は、C社が承継。申立期間②)で勤務していた。

どちらの会社でも健康保険証を受け取っていたことを覚えているが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる元従業員11人のうち、唯一住所が確認できる一人に照会したが回答が無い上、当該事業所は昭和51年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても商業登記を確認できないことから、申立人が当該期間において当該事業所に在籍していたことが確認できない。

また、上記の被保険者名簿によると、A事業所では、申立期間①において、最も多い時で9人の厚生年金保険の被保険者がいたことが確認できるが、申立人は、「申立期間①における従業員は、30人よりもわずかに少ないぐらいだった。」と供述している。

さらに、上記の被保険者名簿の申立期間①前後のページに健康保険番号に欠番は無く、当該名簿の記載に不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②については、正確な期間は不明ながら、B社における元同僚の証言により、申立人が申立期間②頃に同社で勤務していたことはいくらかはわかる。しかし、C社は、「申立人の当時の仕事内容から判断して、申立人は歩合

給社員だったと考えられるが、申立期間②当時、歩合給社員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる元従業員13人に照会したが、回答があった8人から、厚生年金保険に加入していない期間において、給与から厚生年金保険料を控除していた旨の回答は得られない。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿の申立期間②前後のページに健康保険番号に欠番は無く、当該名簿の記載に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月29日から同年12月1日まで

私は、昭和17年から51年までの間、出征していた一時期を除き、A社B工場で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る年金記録が欠落しており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「工員名簿により、申立人が昭和17年1月21日から51年3月31日まで当社B工場で継続して勤務していたことが読み取れる。」と回答していることから、申立人が申立期間に同社同工場で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和20年9月29日（申立期間始期）に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社C事業所が適用事業所となった同年12月1日に当該事業所で同資格を再取得していることが確認できる。

また、A社は、「当社は、昭和20年8月の終戦により、全従業員を一旦同年9月末で解雇した。申立人は、申立期間において、引き続き残務整理のために臨時雇用されていたとしても、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人が昭和20年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得した際のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日に申立人のほかにも数百人が一斉に同被保険者資格を取得している上、同被保険者名簿において申立人が記載されたページを含む計5ページに記載されている100人のうちオンライン記録における同被保険者記録が確認できる56人にも、申立期間における年金記録の欠落が確認できる。

加えて、上記の56人のうち、オンライン記録により生存及び住所が確認で

きた元従業員二人に照会したところ、回答があった一人は、「私は、昭和 19 年 3 月から申立人と一緒に A 社 B 工場で勤務した。終戦の 20 年 8 月中は従業員数（数百人）に変化は無かったが、同年 9 月頃から徐々に減りはじめ、同年 10 月頃にはほとんどいなくなり、最終的に残ったのは数人の上級管理者（課長級）と新入社員の計 15 人程度であった。当時、中堅管理者（班長級）だった申立人は、これら 15 人の中に含まれていなかった。その後、同年の年末から年始にかけて徐々に復職者が増えはじめた。」と、具体的かつ同社の回答及び上記被保険者名簿の記録と合致する内容の証言をしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から30年10月1日まで

私は、申立期間においてA社で勤務していた。国（厚生労働省）の記録では、同社における厚生年金保険被保険者記録は無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査してほしい。なお、同社のことは、元同僚のB氏が詳しく知っているので同氏から話を聞いてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元同僚は、「A社における厚生年金保険の手続は、申立人が行っていたと思うが、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和25年1月1日から同年5月31日までは、A社が適用事業所になる前の期間であり、30年2月23日から同年10月1日までは、同社が適用事業所ではなくなった後の期間である上、同社の元従業員から、当該期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたという供述は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、同被保険者名簿から、同社で勤務していたとする申立人の妻及び上記の元同僚が記憶している元従業員二人の氏名も確認できないことから判断すると、同社は、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

昭和 45 年 3 月から 46 年春に自分で仕事を始めるまで、A社（その後、B社に名称変更）に 1 年間勤務したが、同社での厚生年金保険の記録が最初の 1 か月しか無い。厚生年金保険も健康保険も給料から保険料を自動的に控除されていたものと考えてるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 1 日までの 1 年間、A社に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 1 か月しか無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、B社は、既に解散しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間当時、事務担当者だったとする元従業員は、「従業員は全員が社員で、社会保険に加入していた。資格取得日は、試用期間等により、入社日と異なる可能性もあるが、資格喪失日と退職日が異なることは考えにくい。」と証言している。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 45 年 2 月前後に資格取得した者のうち、連絡先が判明した 14 人に照会したところ、11 人から回答があったものの、申立人を記憶する者はいない上、そのうち 6 人は「自身の厚生年金の記録は勤務した期間と一致している。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、オンライン記録と同日の昭和 45 年 3 月 1 日であることが確認でき、健康保険証を返納したとする「証返」の印が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 25 日から 41 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 8 月末頃から 41 年 4 月末まで A 事業所で勤務し（申立期間①）、同年 8 月から 42 年 7 月末まで B 社で勤務していた（申立期間②）が、これらの期間はいずれも厚生年金保険の加入記録が無いので、詳しく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A 事業所における元同僚の一人が、正確な期間は不明ながら、申立人の在籍を証言していることから、申立人が、申立期間①頃に当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、「A 事業所は、個人経営で従業員は二人か 3 人であった。」と供述していることから、当該事業所は、申立期間①当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったと考えられるところ、オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間①よりも後の昭和 44 年 10 月 6 日であることが確認できる。

また、A 事業所は平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の関係者から聴取できない上、上記の申立人の在籍を証言した元同僚についても申立期間の被保険者記録は無く、昭和 44 年に厚生年金保険に加入する前に給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言も得られない。

- 2 申立期間②について、B 社における複数の元同僚が、正確な期間は不明ながら、申立人の在籍を証言していることから、申立人が、申立期間②頃に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、「昭和34年6月に厚生年金保険の適用事業所となって以来現在まで、関係書類の控えをすべて保管しており、申立期間②前後を含め、全ての従業員について厚生年金保険被保険者資格の取得と喪失の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらないため、当社では、申立人の同被保険者資格の取得手続を行っていない。」と回答している。

また、複数の元同僚の証言から、申立期間②当時は約20人の従業員がB社で勤務していたと思われるが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②当時の同被保険者数は約12人であることから、同事業所では、申立期間②当時、従業員の全員について厚生年金保険に加入させる手続をしていなかったと考えられる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②前後において健康保険番号に欠番は無く、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで  
② 平成元年 6 月 6 日から 13 年 3 月 16 日まで

私は、A社の代表取締役として昭和 48 年 9 月に会社を設立したが、年金記録では、51 年 9 月に厚生年金保険に加入したこととなっている。社会保険の手続きは会計事務所に任せていたが、会社設立当初から加入していたはずである（申立期間①）。

また、平成元年 6 月から 13 年 3 月まではB社でトラック運転手として勤務していた。賞与はほとんど無く、月収は、40 万円以上あったと思うが、年金記録では、標準報酬月額が 40 万円よりも低い額となっている（申立期間②）。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、法人登記簿によると、A社は昭和 48 年 10 月 \* 日に設立し、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は、昭和 51 年 9 月 1 日であり、申立期間①は、新規適用日より前の期間であることが確認できる上、新規適用日より前から同社に勤務していたとする複数の元従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日が、申立人と同様に新規適用日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 9 月 9 日に国民年

金被保険者の資格を取得、新規適用日の 51 年 9 月 1 日に同資格を喪失し、49 年 4 月から 51 年 8 月までの分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A 社が C 地の D ビルに移転した後の厚生年金保険の加入記録はあるが、同社が E 地の F ビルにあった時期の加入記録が無い。」と主張しているが、事業所名簿及び上記の被保険者名簿によると、同社の所在地は、当初は E 地の G ビルであり、その後 C 地の D 地に変更していることが確認できる上、複数の元従業員は、「申立人が同社において被保険者資格を取得した昭和 51 年 9 月頃は、E 地に事業所があった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、B 社から提供された申立人に係る平成 5 年から 11 年までの期間及び 13 年の源泉徴収簿（同社は、元年から 4 年までの期間及び 12 年の源泉徴収簿は保管していないとしている。）によると、給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合った額であることが確認できる上、申立人が提出した 10 年及び 11 年の源泉徴収票の金額と同社から提供された源泉徴収簿の金額は一致する。

また、申立人は、「賞与は、ほとんど支給されておらず、毎月の給与が 40 万円以上あった。」と供述しているが、上記の源泉徴収簿をみると、夏期及び冬期の賞与はそれぞれ 30 万円前後の金額が、期末手当は 10 万円前後の金額が支払われていたことが確認できる。

さらに、B 社は、「標準報酬月額に見合った保険料を給与から控除しており、申立人の申立てどおりの届出は行っていない。」と回答している上、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる 27 人に照会したところ、回答があった 12 人中 8 人は、自身の給与額と標準報酬月額に整合性がある旨回答している（残り 4 人は、不明と回答）。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月頃から31年5月頃まで

私は、A社が廃業する際、社長の兄が経営するB社を紹介され、昭和24年3月頃から31年5月頃までの間継続して勤務したと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和24年3月頃から31年5月頃までの間、B社で勤務した。」と主張しているところ、元事業主の親族が保管する昭和26年の出勤簿において、同年8月から27年1月までの間、申立人の旧姓の氏名が確認できる上、申立人が記憶する元同僚二人が、申立人を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、上記の昭和26年の出勤簿において記載がある従業員5人のうち4人（申立人が記憶する上記の元同僚二人を含む。）の氏名が確認できるものの、当該4人全員が、26年当時、既に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社は昭和29年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、35年3月1日に、再度、同保険の適用事業所（適用事業所名は、C社）となったことが確認できるところ、同日に、当該事業所において被保険者資格を取得した従業員のうち一人は、「私は、24年頃から継続して勤務した。」と証言しているものの、上記のB社に係る被保険者名簿において、当該

元従業員の氏名は見当たらず、申立期間当時における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

これらのことから判断すると、当該事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、厚生年金保険に加入させた従業員についても、何らかの事情により、その後、資格喪失させていたことがうかがえる。

加えて、B社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月まで

私は、昭和 18 年 9 月に挺身隊として A 社（現在は、B 社）C 工場で 3 日ほど勤務し、工場が空襲に遭ったために D 工場へ移って終戦まで勤務していたが、記録が全く無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 18 年 9 月に挺身隊として A 社 C 工場で 3 日ほど勤務し、工場が空襲に遭ったために D 工場へ移って終戦まで勤務していた。」と主張しているが、B 社は、「申立人が主張する E 市には疎開工場として F 工場があったが、申立人に係る人事記録は無く、また、挺身隊として勤務する従業員を厚生年金保険に加入させていたのかは不明である。」と回答している。

また、日本年金機構は、「A 社 D 工場が厚生年金保険の適用事業所であった記録はない。」としている。

さらに、B 社は、「F 工場に勤務する従業員は C 工場において厚生年金保険に加入させていたのではないか。」と回答しているところ、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得している女性の従業員 100 人を抽出し、連絡先の判明した 34 人に対し申立人の勤務実態等について文書により照会したところ、18 人から回答があり、そのうちの 10 人は、「私は挺身隊として勤務していた。」と証言していることから、同社は挺身隊として勤務する従業員を厚生年金保険に加入させていたことは推認できるものの、18 人全員が「申立人を記憶しておらず、勤務先も C 工場であった。」と証言している上、同名簿において申立人の氏名は確認できない。

なお、申立人は、「昭和 18 年 9 月に A 社に勤務するようになって 3 日後に

工場が空襲にあった。」と主張しているが、B社が保管する社史によると、「昭和19年後半に学徒勤労報国隊や女子挺身隊が動員され、昭和20年1月\*日にC工場は爆撃を受け、その3分の1を焼失し、工場疎開が進み、H社の工場を借用し、F工場として同年5月から生産活動を開始した。」と記載されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 29 日から 36 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 11 月 29 日から A 事業所（現在は、B 事業所）に入社したにもかかわらず、年金記録では、36 年 7 月 1 日までの期間が空白となっていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 35 年 11 月 29 日から A 事業所に勤務した。」と主張しているが、B 事業所が保管する人事記録によると、申立人は「昭和 36 年 6 月 1 日付け C 職を命ずる、但日額 320 圓を給する」旨記載されていることから、申立人は、同日から同事業所に勤務していることが確認できる。

また、B 事業所は、「申立人の人事記録によると、昭和 36 年 7 月 1 日から月給に変わっているので、同日をもって、厚生年金保険に加入させたものと考えられ、加入以前に給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する元同僚及び A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により連絡先が判明した元従業員二人に当時の状況等について文書により照会したところ、「自分自身が A 事業所に勤務していたことは記憶しているが、その他のことは覚えていない。」、「申立人を記憶しているが、私の退職後のことで、当時の状況は分からない。」とそれぞれ証言している。

加えて、B 事業所が保管する人事記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 1 月 23 日から同年 5 月 31 日までの期間については、D 事業所の臨時職員であることが確認できる上、オンライン記録によると、同事業所は同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所となっていない期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 26 日から同年 12 月 2 日まで  
A社（現在は、B社）に昭和 34 年 4 月 1 日から、労災事故に遭った日である 36 年 12 月 2 日まで勤務していたはずなのに、同年 4 月 26 日から同年 12 月 2 日までの期間の年金記録が空白である。調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 12 月 2 日の労災事故に遭った日までは確かにA社に勤務していたので、同日まで厚生年金保険の記録があるはずだ。」と主張している。

しかしながら、C健康保険組合から提出されたA社に係る健康保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 36 年 4 月 26 日に被保険者資格を喪失した旨の記載のほか、同年 5 月 2 日に健康保険証が返却されたことを意味する「証返」の記載が確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有し、所在が確認できた 26 人に申立人の勤務状況及び労災事故について照会し、11 人から回答を得たところ、同社において、昭和 36 年 1 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 3 日に同資格を喪失していることが確認できる元同僚の一人は、「申立人は労災事故の後、私より先に退職した。」と回答しており、当該事故について記憶していた他の元同僚二人は、「申立人が労災事故に遭ったことは記憶しているが、事故日までは記憶していない。」とそれぞれ回答していることから、申立人が主張する労災事故に遭った日を特定することはできない上、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言も得られない。

さらに、D労働基準監督署は、「申立人の労災事故に係る記録は、保存され

ておらず確認できない。申立人が事故後入院していたとするE病院は既に廃業しており、申立期間当時の状況を聴取できない。」と回答している上、事故後、申立人の装具を作成したとするF社は、「装具の作成、修理に係る記録は10年間しか保存されておらず申立人に係る記録は確認できない。」と回答している。

加えて、B社は、「A社の資料は火災等により保存されておらず、不明である。」と回答している上、申立期間当時の給与事務担当者は、「当時、日雇いやアルバイトの者は、厚生年金保険に加入していなかった。経営者は法令に忠実に従う人で、保険加入、諸手続についても正しく履行していたと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から同年 5 月まで  
② 昭和 52 年 6 月から 54 年 11 月まで  
③ 昭和 60 年 10 月から 62 年 5 月まで

私は、A社の事業主であったが、昭和 52 年 3 月から 54 年 11 月までの期間の標準報酬月額について低く記録されていることに納得できない。

また、その後B社に勤務していたが、昭和 60 年 10 月から 62 年 5 月までの期間の標準報酬月額について低く記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「私が事業主であったA社における昭和 52 年 3 月から 54 年 11 月までの期間の標準報酬月額について低く記録されている。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が事務処理を委任していたとする司法書士の連絡先等も不明であることから、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において被保険者資格を取得している元従業員 8 人のうち連絡先の判明した 4 人に当時の状況等について文書により照会したところ、3 人から回答があったが、3 人とも「事務は社長がみており、司法書士などが事務所を出入りしていた記憶は無い。」と証言している。

さらに、上記の名簿において、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された痕跡は認められない。

2 申立期間③について、申立人は、「B社に勤務していたが、昭和60年10月から62年5月までの期間の標準報酬月額について低く記録されている。」と主張している。

しかしながら、B社は、既に破産により廃業している上、同社の破産管財人は、「資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間③に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B社の元事業主は、「申立人がC職からD職に転任する際に給与の減額があったと思う。」と回答している上、申立人と同日に同社の被保険者資格を取得している元従業員からも同様の証言が得られている。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に標準報酬月額が減額している元従業員9人に当時の状況等について文書により照会したところ、6人から回答があったが、給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持している者はいない上、全員が自身の標準報酬月額の記録について「分からない。」又は「疑義は無い。」と証言している。

加えて、B社が加入していたE厚生年金基金が保管する申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

3 このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 28 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 5 月 30 日から 34 年 3 月まで

私は、昭和 32 年 1 月 28 日にA社に入社し、34 年 3 月に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 32 年 1 月 28 日から 34 年 3 月までの間、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する写真に写っている元同僚の証言及び同社が保管する申立人の履歴書から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「昭和 30 年代の人事記録、厚生年金保険に関する資料を保管していないため当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②に被保険者資格を取得している元従業員 4 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの二人は、「申立人と一緒に仕事をしていたが、勤務期間は分からない。」、「申立人を記憶しているが、いつ退社したのかは分からない。」とそれぞれ証言している上、残る二人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が当該期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言は得られない。

さらに、申立人を記憶しているとする上記の元同僚二人は、それぞれA社には見習い期間があった旨証言している上、同社は、「申立期間当時は、従業員を入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

加えて、上記の名簿によると、申立人は、昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 30 日に同資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 49 年 7 月 21 日まで

私は、A社を一度退職したが、昭和46年2月頃、再度、同社に入社した。妻とは同社で勤務していたときに知り合い結婚したが、妻が入社した47年5月には、私は、既に同社で勤務していた。妻は結婚のため49年4月に退職し、私は、同社が倒産するまで継続して勤務したが、私の年金記録と妻の年金記録を照会したところ、妻と一緒に勤務した記録となっておらず、びっくりした。申立期間については、国民年金の記録と重複するが、これは母がいつもかけてくれたためだと思う。また、平成14年に記録照会したときには、国民年金の資格取得日が44年12月となっていたのに、その後の記録照会においては、資格取得日が45年1月となっており、厚生年金保険の記録との重複を避けた形に改ざんされている。よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和46年2月1日から55年12月24日までA社に継続して勤務した。」と主張しているところ、同社において47年5月から49年4月までの被保険者記録を有する申立人の妻及び47年5月から48年3月まで勤務したとする同社の元従業員が「自分が勤務していた期間、申立人は同社で勤務していた。」と証言している。

しかしながら、A社は、既に解散しており、法人登記簿により確認できる廃業時の代表取締役等に照会したが、宛先不明で返送され、調査することができない上、申立人及び同社の元従業員が記憶する社長と同姓の元従業員は3人確認できるものの、二人は連絡先不明、残りの一人も既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間当時の事務担当者二人から聴取しても、申立人が申立期間当

時、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す証言が得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和42年4月1日に健康保険番号\*番で同被保険者資格を取得し、45年1月20日に同被保険者資格を喪失後、49年7月21日に健康保険番号\*番で再度、同被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、再度被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号は、当初の番号とは別番号であるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、再取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出日は、上記の被保険者原票により確認できる資格取得の進達日と同日の49年8月7日となっていることが確認でき、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、「平成14年に年金記録を照会したときには、国民年金の資格取得日は昭和44年12月だったが、その後、年金記録を照会すると、45年1月となっており、厚生年金保険の記録との重複を避けた形になるよう改ざんされている。」と主張しているが、オンライン記録によると、当該国民年金の資格取得日の訂正は平成15年1月16日に行われ、同年5月29日に資格取得日の訂正に伴う昭和44年12月分の国民年金保険料の還付に係る送金確認通知書が作成されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から同年 12 月まで  
② 昭和 54 年 1 月から同年 7 月まで

私は、昭和 53 年 6 月から同年 12 月までの期間、A 地で B 社の商品を販売し（申立期間①）、54 年 1 月から同年 7 月まで C 社（現在は、D 社）で商品を販売していた（申立期間②）。

両社いずれも福利厚生については問題なかったと記憶しているが、両社で勤務していた期間の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、業務内容等についての申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が A 地で B 社の商品を販売していたことは推認できる。

しかし、商業登記簿によると、B 社は E 地に所在していたことが確認できるところ、申立期間①当時の事業主は、「同社は、E 地にしか事業所は無く、A 地に支店等は無かった。また、販売員は給与制ではなく完全歩合制なので、社会保険に加入していない。」と回答している。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に同被保険者資格を取得した 17 人に照会したところ、回答があった 10 人全員が E 地の勤務者であり、A 地で勤務していたとする申立人のような地方の勤務者からの回答は得られず、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、上記 10 人のうちの一人は、「申立人が言うところの事業所は B 社の販売委託先であり、そこに所属する販売員は、商品の一つ販売するごとに報酬が支払われる個人事業主なので、社会保険の適用は無かった。」と証言

している上、別の二人もこれと同趣旨の証言をしている。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてC社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は昭和55年9月1日であり、申立期間②は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、D社の現会長（当時の社長）は、「申立期間②当時、当社では厚生年金保険に加入していなかったため、私は国民年金に加入していた。申立人も厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、オンライン記録によると、現会長が申立期間②における国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社の新規適用日に同被保険者資格を取得した全7人に照会したところ、回答があった二人のうち同社の社会保険事務担当者だった一人は、「申立期間後の昭和55年頃、社長と二人で現金出納帳等必要書類を持って社会保険事務所に適用事業所の届出を行った。」と具体的に回答している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 55 年 2 月まで

私は、申立期間において、見習いとしてA事業所に勤務し、社会保険に加入していたと記憶しているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、見習いとしてA事業所に勤務し、社会保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、公共職業安定所は、「申立人について、申立期間以外の事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、申立期間に係る同被保険者記録は確認できない。」と回答している。

また、A事業所の事業主は、「当事業所は、昭和8年創業の個人経営の事業所であり、創業当初から現在に至るまで健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことはない。また、従業員の社会保険については、各自で加入してもらっているため、給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、日本年金機構B事務センターは、「事業所名簿を検索した結果、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。」と回答していることから、当該事業所は個人経営の事業所であるため、厚生年金保険法の適用を受ける必要の無い非適用事業所であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間

であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで  
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 65 人について調査したところ、17 人について脱退手当金の受給要件を有していることが確認でき、そのうち申立事業所を最終事業所として同手当金の支給決定記録のある 11 人のうち 8 人については、被保険者資格喪失日の 6 か月以内に同手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと推認することができる。

また、上記元従業員のうち、所在が確認できた者に照会したところ、そのうちの一人は、「私は、脱退手当金を受けた。社会保険事務所（当時）で受け取った記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 40 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 4 月 23 日までの期間及び同年 4 月 20 日から 33 年 10 月 22 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号はそれぞれ異なっている上、未請求期

間に係る同被保険者記号番号は、平成12年2月28日及び同年3月10日にそれぞれ申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
② 平成元年 12 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間において、一度も給料が下がったことはないのに、昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額が下がっている。

また、平成元年 12 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで及び同年 10 月 1 日から 3 年 10 月 1 日までの期間における標準報酬月額は、それぞれ 50 万円及び 53 万円のはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成元年 1 月から 3 年 9 月までの給与明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額（報酬月額に基づく標準報酬月額よりも低いか同額。）が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの給与明細書を保管しておらず、B社も、申立人の人事記録等を保管していないと

ころ、C企業年金基金から提出された標準報酬経歴によると、当該期間における標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。